

岩手県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大船渡市赤崎町字後ノ入170の106から170の108まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため